

## 概 要

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(行革推進法)等に基づき、本年10月1日より、現在の政府系金融機関(政策金融機関)が改組・再編され、以下の組織として、業務を開始する予定のところ、新組織における政策金融機関としての位置づけ、あるいは、今後の組織の在り方の方向性等を考慮し、バーゼル 告示における「我が国の政府関係機関向けエクスポージャー」など、必要な見直し等を行ったもの。

株式会社日本政策金融公庫：5機関(注)を再編・統合し、新たな政策金融機関として発足(政策金融機能を維持)。

株式会社日本政策投資銀行：日本政策投資銀行を組織転換して発足。政策金融から撤退。移行期間を経て、政府保有株式は5～7年後を目処に処分し、完全民営化の予定。

株式会社商工組合中央金庫：商工組合中央金庫を組織転換して発足。政策金融から撤退。政府保有株式は5～7年後を目処に処分し、完全民営化の予定。(なお、組織転換前から、預金取扱金融機関として、「金融機関向けエクスポージャー」(リスク・ウェイト20%)に該当。リスク・ウェイトは従来と同様。)

地方公営企業等金融機構：国の出資による公営企業金融公庫を廃止し、地方公共団体の共同出資により設立。旧組織の機能を基本的に継承。

(注)「5機関」とは、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行(国際金融等業務)及び沖縄振興開発金融公庫(24年度に統合予定)を指す。

### 1. 「我が国の政府関係機関向けエクスポージャー」の見直し

現行のバーゼル 告示における政府関係機関(注)については、国の過半の出資、又は、国の出資に加え、法律の定めるところにより、予算・決算等について国会の議決、又は主務大臣の認可等が必要であることから、国による適正な業務運営が担保されているものとして、国のリスク・ウェイトに準じたリスク・ウェイト10%を適用している。

今般の再編後も、国の出資等のガバナンスに基づいた政策金融の機能を残しつつ、組織として株式会社化するものについては、引き続き政府関係機関としての取扱いが適当と判断し、バーゼル 告示における「政府関係機関エクスポージャー」の所要の見直しを行ったもの。

(注)ただし、株式会社及び業として預金又は貯金の受入れを行う法人を除くとしている。

## 2. 「地方公営企業等金融機構向けエクスポージャー」の新設

今般の再編で、国の出資による公営企業金融公庫を廃止し、新たに地方公共団体の共同出資に基づき、地方公営企業等金融機構が設立されるところ、当該機構については、バーゼル 告示における「政府関係機関」などのカテゴリーにも該当しない機関となることから、新たに「地方公営企業等金融機構向けエクスポージャー」を設けるもの。

当該機構については、地方公共団体の全額共同出資により設立され公共性が高く、地方公共団体による機構解散時の最終責任など制度的措置を有するが、制度上、地方公共団体そのものと同一視できるとの判断には至らず、リスク・ウェイトを10%とするものである。

## 3. その他

完全民営化を予定している株式会社日本政策投資銀行の預金取扱い開始後の取扱いに関するQ & Aを告示最終案と同時に公表予定。

以上